

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆告示 保険医の指定取消
- 保険医の指定
- 土地改良事業の認可
- 土地改良区の設立認可
- 学校法人の寄附行為の認可
- 各種学校の設置認可

告示

◆教委告示 臨時教育委員会の招集
 ◆人委規則 警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部改正

鳥取県告示第百十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医の指定を次のとおり取り消した。

昭和三十年三月十五日
 鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名

名 称 所 在 地

氏名

取消事由

取消年月日

内科、小児科	車尾診療所	米子市車尾九〇四	牧野礼一郎	診療所廃止	昭和三十年一月十五日
内科	前場医院	倉吉市上福田五〇二ノ二	前場慶次郎	辞任	二月二十八日

鳥取県告示第百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のように指定した。

昭和三十年三月十五日 鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	診療所		氏名	指定年月日
	名称	所在地		
内科、小児科	前場医院	倉吉市上福田五〇二ノ二	前場 勝彦	昭和三十年二月一日
"	野坂医院	西伯郡春日村大字上新印二八三ノ一	野坂 美水	一月十五日
産婦人科、外科	田中医院	米子市彦名町二、八七三	田中 禾一	二月一日

鳥取県告示第百十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和三十年三月十五日 鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	新診療所名称	診療所		異動事由	氏名	異動年月日
		名称	所在地			
内科	車尾診療所	米子市車尾九〇四	日野郡八郷村大字真野	住所変更	久保田洋三	昭和三十年一月十五日
小児科			久保田医院			

内科 安部村国民健康 八頭郡安部村 鳥取市西町一 鳥取赤十字病院 " 中尾 成己 " 一月五日

鳥取県告示第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する第十条第一項の規定により、岩美郡大成村の行う土地改良事業について、昭和三十年二月二十一日認可した。

昭和三十年三月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第三項において準用する第十条第一項の規定により、八頭郡大村の行う土地改良事業について、昭和三十年三月十日認可した。

昭和三十年三月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第百二十一号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、土地改良区の設立について、次のとおり認可した。

昭和三十年三月十五日 鳥取県知事 遠藤 茂

申請人	住所	氏名	土地改良区名称	認可年月日
八頭郡船岡町 山根 賀夫	八頭郡船岡町 大字殿	外十四人	船岡町馬場井	昭和三十年三月十五日
倉吉市梓谷 西本憲太郎	倉吉市梓谷	外十四人	梓谷	"
東伯郡三朝町 内田 熊吉	東伯郡三朝町 大字片柴	外十四人	三朝町片柴	"

鳥取県告示第百二十二号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十一

条の規定により、米子市西町六九番地学校法人あけぼの幼稚園寄附行為を昭和三十年三月十日認可した。

昭和三十年三月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第二百二十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条並びに同法第八十三条の規定により、各種学校の設置を次のように認可した。

昭和三十年三月十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名称 所在地 設置者 認可年月日
みつかね編 鳥取市吉方町五三宅 将夫 昭和三十年三月十日
物学院 ○番地ノ一

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年三月十五日

鳥取県教育委員会委員長 三木 順治

一日時 昭和三十年三月十八日 午後一時

昭和三十年三月十九日 午前九時

一場所 鳥取県教育委員会々議室

一議題 教員定数について

人事委員会規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年三月十五日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次の

ように改正する。

第五条第一項中「支給期日に」を「支給期日までに」に改める。

第六条第一項中「支給期日に」を「支給期日までに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

